

堺市公報 第59号	平成31年2月22日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

## 目 次

頁

## &lt;告示&gt;

○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	7
○道路法に基づく市道の区域変更について 【建設局土木部路政課】	8
○道路法に基づく市道路線の区域決定について 【建設局土木部路政課】	10
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	12
○道路法第39条の5第2項の規定に基づく入札占有計画の認定について 【建設局土木部路政課】	14
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け	

る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部契約課】	14
○堺市翁橋公園の利用料金について	
【文化観光局文化部文化課】	15
○環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書等の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	16
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農水産課】	17
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	32
<教育委員会告示>	
○堺市指定有形文化財の指定について	
【文化観光局文化部文化財課】	33

## 告 示

堺市告示第50号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

氏名	診療科	指定科目	医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐藤 泰之	呼吸器外科	呼吸器機能 障害	社会医療法人同 仁会 耳原総合 病院	堺市堺区協 和町4丁465	平成31年2 月1日

三島 克之	整形外科	肢体不自由	医療法人恒進會 泉北陣内病院	堺市南区豊田40番地	平成31年2月1日
津霸 亜紀	耳鼻咽喉科	聴覚障害	社会医療法人啓仁会 堺咲花病院	堺市南区原山台2丁7番1号	平成31年2月1日
徳山 满	整形外科	肢体不自由	医療法人紀陽会 田仲北野田病院	堺市東区北野田707番地	平成31年2月1日
山口 浩司	神経内科	肢体不自由	医療法人吉田クリニック ホームケアクリニック 堺	堺市中区深井沢町3288-4F	平成31年2月1日

## 堺市告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
パートナー美原薬局	堺市美原区北余部133-1 パートナービル3F	薬局	平成31年2月1日
プラザ薬局 堺駅前店	堺市堺区戎島町2丁70番1号	薬局	平成31年2月1日
みどり薬局 なかもず店	堺市北区長曾根町3079-18	薬局	平成31年2月1日
幸生堂薬局	堺市堺区浅香山町3-4-28	薬局	平成31年2月1日
エフケー薬局	堺市南区鴨谷台2丁1-3 光明池アクトビル2F	薬局	平成31年2月1日

チェルシー薬局	堺市堺区市之町西3丁1-43	薬局	平成31年2月1日
---------	----------------	----	-----------

~~~~~  
堺市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名                | 医療機関所在地              | 種別       | 更新年月日     |
|----------------------|----------------------|----------|-----------|
| 医療法人紀陽会 北花田クリニック     | 堺市北区奥本町1-232         | 腎臓に関する医療 | 平成31年2月1日 |
| 堺京町・ヒロ・クリニック         | 堺市堺区京町通2-7           | 腎臓に関する医療 | 平成31年2月1日 |
| 社会医療法人清恵会 清恵会向陵クリニック | 堺市堺区向陵中町6丁2番11号      | 腎臓に関する医療 | 平成31年2月1日 |
| 社会医療法人清恵会 清恵会三宝病院    | 堺市堺区松屋町1丁4番1号        | 腎臓に関する医療 | 平成31年2月1日 |
| 社会医療法人清恵会 清恵会病院      | 堺市堺区南安井町1-1-1        | 腎臓に関する医療 | 平成31年2月1日 |
| 青葉堂薬局                | 堺市北区金岡町1382-1        | 薬局       | 平成31年2月1日 |
| 浅香山グリーン薬局            | 堺市堺区今池町4-5-28        | 薬局       | 平成31年2月1日 |
| アサップ薬局               | 堺市堺区南花田口町2-1-22      | 薬局       | 平成31年2月1日 |
| いしづ薬局                | 堺市西区浜寺石津町中1丁3番8号     | 薬局       | 平成31年2月1日 |
| いずみ薬局                | 堺市南区茶山台1-2-4パンジョ西館2F | 薬局       | 平成31年2月1日 |

|                |                              |    |           |
|----------------|------------------------------|----|-----------|
| エコ薬局           | 堺市西区津久野町1丁8番17号              | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| おおた薬局          | 堺市西区鳳西町1-25                  | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| 太田薬局           | 堺市中区福田902-1                  | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| おおはま薬局         | 堺市堺区大浜南町2-2-16               | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| キリン堂薬局 北花田店    | 堺市北区奥本町2-10                  | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| こむぎ薬局          | 堺市北区長曾根町3069-4               | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| 堺東薬局           | 堺市堺区中瓦町1丁3番9号1F              | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| サツキ薬局          | 堺市南区庭代台3-1-8                 | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| サンガ薬局          | 堺市東区北野田44-5北野田第一ビル1F         | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| 三共薬局           | 堺市堺区鉄砲町12                    | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| キリン堂薬局 梅・美木多店  | 堺市南区桃山台2-3-4ツインビル桃山パート1 1階   | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| せきぐち薬局         | 堺市北区北花田町3-17-3-101           | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| 中和薬局           | 堺市堺区北半町東1-1                  | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| つなぐ薬局          | 堺市北区北花田町3-26-6               | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| てんじん薬局         | 堺市東区日置荘原寺町107-1 クオリティコート101号 | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| トモエ薬局          | 堺市堺区一条通11-7 アーク1             | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| ドレミ薬局 J R 堺市駅店 | 堺市堺区東雲西町1-1-11 J R 堺市駅NKビル1階 | 薬局 | 平成31年2月1日 |

|                |                        |    |           |
|----------------|------------------------|----|-----------|
| 中垣薬局           | 堺市西区上651-1             | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| ハート薬局          | 堺市中区深井沢町3290深井プラザ内     | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| フロンティア薬局 さつき野店 | 堺市美原区さつき野東1丁目1-11      | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| ポプリ薬局          | 堺市堺区南三国ヶ丘町1-1-29清水ビル1F | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| 八木薬局           | 堺市堺区山本町2-55-10         | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| 大和屋薬局          | 堺市西区鳳東町4-364           | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| りんご薬局          | 堺市美原区北余部40-76          | 薬局 | 平成31年2月1日 |
| ロータスふれあい薬局     | 堺市美原区北余部452-4          | 薬局 | 平成31年2月1日 |

## 堺市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名      | 医療機関所在地        | 種別     | 指定年月日     |
|------------|----------------|--------|-----------|
| 西区役所前クリニック | 堺市西区鳳東町5-461-1 | 病院・診療所 | 平成31年2月1日 |
| 堺東伊東薬局     | 堺市堺区三国ヶ丘御幸通1-3 | 薬局     | 平成31年1月1日 |

## 堺市告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名                    | 医療機関所在地                              | 種別   | 更新年月日     |
|--------------------------|--------------------------------------|------|-----------|
| アイサポート三国ヶ丘<br>訪問看護ステーション | 堺市北区百舌鳥赤畠町1-6<br>-1 ヴィラ三国ヶ丘II-1<br>A | 訪問看護 | 平成31年3月1日 |

~~~~~

## 堺市告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
1	変更前 堀さくら薬局	堺市堺区大浜北町1-5-10	薬局	平成31年1月22日
	変更後 堀さくら薬局	堺市堺区大浜北町1-5-10 阪堺設備株式会社ビル 1階	薬局	
2	変更前 はるか訪問看護 ステーション	堺市南区槇塚台3-41-9	訪問看護	平成29年2月1日

変更後	はるか訪問看護ステーション	堺市南区槇塚台3-1-23	訪問看護	
-----	---------------	---------------	------	--

堺市告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

路線名	区間	旧	敷地の		備考
		新	幅員m	延長m	
浜寺石津中40号線	西区浜寺石津町中5丁831番地先から	旧	4.46 4.52	54.79	(~0400)
	西区浜寺石津町中5丁838番地先まで	新	6.00 6.00	54.79	
浜寺諏訪森中1号線	西区浜寺諏訪森町中1丁16番1地先から	旧	2.80 10.76	753.63	(~0196)
	西区浜寺諏訪森町中3丁260番24地先まで	新	2.80 10.76	753.63	
	西区浜寺諏訪森町中1丁16番1地先から 西区浜寺諏訪森町中2丁199番2を経て 西区浜寺諏訪森町中3丁267番3地先まで	新	6.00	754.42	
浜寺公園1号線	西区浜寺公園町2丁188番1地先から	旧	5.05	15.27	(~0152)
	西区浜寺公園町2丁188番1地先まで	新	6.00	15.27	
浜寺石津西浜寺諏訪森西4号線	西区浜寺石津町中5丁829番1地先から	旧	4.00 4.48	539.85	(~0101)
	西区浜寺諏訪森町西2丁180番地先まで	新	10.00 14.00	539.85	

堺市告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

## 市 道 路 線 区 域 決 定 調 書

整理番号	路線名	起終点	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
^1027	浜寺石津中浜寺諏訪森中3号線	西区浜寺石津町中5丁803番3地先 西区浜寺諏訪森町中1丁15番4地先	6.00	123.74	
^1028	浜寺諏訪森中17号線	西区浜寺諏訪森町中3丁268番3地先 西区浜寺諏訪森町中3丁275番4地先	6.00	31.20	
^1029	浜寺諏訪森中101号線	西区浜寺諏訪森町中3丁275番4地先 西区浜寺諏訪森町中3丁284番1地先	6.00	150.34	
^1030	浜寺諏訪森西101号線	西区浜寺諏訪森町西2丁110番5地先 西区浜寺諏訪森町西3丁253番7地先	6.00	113.66	
^1031	浜寺諏訪森西46号線	西区浜寺諏訪森町西3丁256番3地先 西区浜寺諏訪森町西4丁379番地先	6.00	259.67	
^1032	浜寺諏訪森西102号線	西区浜寺諏訪森町西4丁379番地先 西区浜寺諏訪森町西4丁389番地先	6.00	174.15	
^1033	浜寺公園102号線	西区浜寺公園町1丁1番地先 西区浜寺公園町1丁12番10地先	6.00	181.28	
^1034	浜寺公園11号線	西区浜寺公園町1丁12番10地先 西区浜寺公園町2丁188番6地先	6.00	270.96	
^1035	浜寺公園103号線	西区浜寺公園町3丁207番地先 西区浜寺公園町3丁237番5地先	6.00	86.39	
^1036	浜寺公園12号線	西区浜寺公園町3丁239番9地先 西区浜寺公園町3丁277番17地先	6.00	152.89	

堺市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 府道及び市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北余部22号線	美原区北余部407番2地先	旧	3.20 3.85	10.32	(F0340)
	美原区北余部407番2地先	新	3.75 3.85	10.32	
上23号線	西区上459番1地先	旧	3.44 3.48	11.84	(F0123)
	西区上459番1地先	新	5.47 5.51	11.84	
泉大津美原線(現)	東区北野田35番1地先	旧	6.70 7.70	12.86	(F0036)
	東区北野田34番1地先	新	7.20 7.70	12.86	
泉大津美原線(現)	東区北野田1052番1地先	旧	7.50 9.00	9.94	(F0036)
	東区北野田110番1地先	新	8.51 9.00	9.94	

堺市告示第59号

平成30年堺市公告第668号により公告した府道堺大和高田線北花田口高架橋高架下占用入札指針について、占用入札を実施した結果、下記のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定により告示する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 入札占用計画の認定日

平成31年2月22日

2 認定の有効期間

10年

3 道路の占用の場所

堺市堺区南田出井町一丁地内（府道堺大和高田線北花田口高架橋高架下の一部）

4 認定計画提出者

大和ハウスパーキング株式会社

代表取締役 田村 哲哉

公 告

堺市公告第108号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堺保健センター・市民駐車場建設外工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
財政局契約部契約課
- 3 落札を決定した日  
平成31年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大末・丸末建設工事共同企業体  
代表構成員 大末建設株式会社 大阪本店 取締役常務執行役員本店長 村尾 和則  
大阪府大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号  
他の構成員 株式会社丸末 代表取締役 山本 良継  
大阪府松原市丹南3丁目2番15号
- 5 落札金額  
¥2,548,638,000—（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年11月1日

~~~~~  
堺市公告第109号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市翁橋公園の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

- 1 堀市翁橋公園の利用料金

| 種別                           | 単位                | 金額     |
|------------------------------|-------------------|--------|
| 露店営業その他これに類する目的とする使用         | 使用面積1平方メートルにつき1日  | 93円    |
| 広告宣伝又は放送の目的とする使用             |                   | 370円   |
| 業として撮影の目的とする使用               | 1回（2時間以内）につき      | 7,600円 |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用 | 使用面積10平方メートルにつき1日 | 23円    |
| その他の使用                       |                   | 23円    |

## 堺市公告第110号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号）第15条第2項の規定に基づき、環境影響評価方法書及びこれを要約した書類（以下これらを「方法書等」という。）の提出があったので、同条例第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画決定権者の名称及び主たる事務所の所在地  
堺市  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域
  - (1) 名称  
南海高野線連続立体交差事業（浅香山駅～堺東駅付近）
  - (2) 種類  
堺市環境影響評価条例別表第2号に掲げる鉄道の改良の事業
  - (3) 規模  
浅香山駅～堺東駅付近の約3.0km区間
  - (4) 都市計画対象事業実施区域  
堺市堺区内
- 3 環境影響評価を実施する地域  
堺市堺区
- 4 方法書等の写しの縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

- ア 堺市環境局環境保全部環境共生課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
- イ 堺市建設局道路部連続立体推進課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館17階

(2) 期間

平成31年2月22日（金）から平成31年4月8日（月）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

5 堺市環境影響評価条例第18条第1項の規定により、当該方法書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり堺市長に対し意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限及びその提出先

- ア 提出期限  
平成31年4月8日（月）午後5時30分（必着）
- イ 提出先  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市役所高層館4階  
堺市環境局環境保全部環境共生課

(2) その他意見書の提出について必要な事項

- ア 意見書の記載事項
  - (ア) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (イ) 都市計画対象事業の名称
  - (ウ) 方法書等についての環境の保全の見地からの意見
- イ 提出方法  
郵送、持参又は電子メール (kankyo@city.sakai.lg.jp)

~~~~~

堺市公告第111号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第11号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

平成31年2月7日

堺市

## 1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類及 て該当される 共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市美原区黒山11番地3	川口 利和	美原区黒山	397	田	1,143	堺市堺区北三箇ヶ丘町3丁2番29号	川口 審子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-
堺市美原区小寺788番地	松川 敏弘	美原区小寺	344	田	1,838	堺市北区金剛町1850番地	新木 美代子	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-
美原区小寺	341	田	1,325		堺市美原区小寺802番地	藤田 優子	使用貸借による 権利	田として利用	使用貸借による 権利	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-
美原区小寺	342	田	274					田として利用	田として利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-
大阪府和泉市光明台2-38-11	山本 隆弘	南区小代	190-1	田	534	堺市南区小代205番地6	大仲 佐也加	使用貸借による 権利	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
南区小代	191-1	田	495		堺市南区篠塙3丁27番9-2	羽柴 由利子	使用貸借による 権利	田として 利用	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
南区大庭寺	247	田	773		堺市南区大庭寺1036番地	山中 和美	使用貸借による 権利	田として 利用	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
南区大庭寺	248	田	522		堺市南区大庭寺1036番地 堺市南区大庭寺1036番地	山中 佳子 山中 潤和	使用貸借による 権利	田として 利用	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
南区大庭寺	227-1	田	1,692		堺市西区草部117	中野 勝	使用貸借による 権利	田として 利用	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
西区草部	511	田	1,008		堺市西区上野芝町2丁5番1号809 堺市西区上野芝町2丁28番8号	松本 卓子	使用貸借による 権利	田として 利用	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
						酒井 信子							

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類 及び施設・共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府和泉市光明台2-38-11	山本 隆弘	西区草部	533-1	田	1,256	堺市西区平野町280番地11	野口 千枝子	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-
						堺市中区八田西町2丁9-12	松尾 和美						
西区草部	510-1	田	1,587	堺市西区真郡60番地			石田 真人	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-
西区草部	512	田	1,183										
西区草部	513	田	889										
西区草部	561-1	畑	44	兵庫県姫路市北夢前台1-29			青木 一彦	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-
西区草部	562-1	田	1,356					烟として利用					
西区草部	565-1	田	742					田として利用					
西区草部	532-1	田	1,344	堺市中区平井943			辻本 清司	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-
西区草部	527	田	519	堺市西区平野町417番地			中野 素宏	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-
西区草部	528	田	1,990/945	堺市南区竹崎町2丁8-4 兵庫県明石市大久保町高丘6丁目1-5-1			門間 史子 小山田 葉一	田として 利用					
西区太平寺	653	田	380	堺市西区平野町417番地			中野 素宏	使用貸借による 権利	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-	-
南区小代	279	田	757										

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	住所	氏名	利用権の種類 及び施設・共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府和泉市光明台2-38-11	山本 隆弘	南区大庭寺	153	田	852	堺市西区平野町417番地	中野 素宏	使用権による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市中区小版587番地	藤原 武平	南区大庭寺	22-1	田	1,079	堺市南区小代326番地	大仙 駿次	使用権による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		南区大庭寺	23-2	田	26							
		中区深坂1丁	1067-1	田	870	堺市南区富山吉4丁13番3号	八柄 隆夫	使用権による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		中区深坂1丁	1068-1	田	957	堺市南区富山吉4丁13番3号	八柄 くみ子					
		西区菱木3丁	1,989	田	1,986	堺市堺区神保町2番7号	阪口 柴郎	使用権による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市中区土師町1丁30番地4	東口 美喜雄	南区小代	269	田	1,190	大阪府守口市入雲東町 2丁目82番地21-1313	大仙 淳子	使用権による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
						大阪府守口市入雲東町 2丁目82番地21-1313	大仙 菊加					
						神奈川県川崎市高津区末長 2丁目14番19-401	大仙 慎司					
						愛知県豊明市大口町余野4-306 才一ヶ余野303号	大仙 健司					
		南区豊田	602	田	323	堺市南区三木町49番地	大西 敏子	使用権による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		南区豊田	603	田	651							
		南区豊田	617	田	323							

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	住所	氏名	利用権の種類 及び施設・共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
大阪府大阪狭山市今熊4丁目665-50	寺田 将樹	南区豊田	979-2	田	60	堺市中区深井町34番地	奥中 利紀	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		南区豊田	980	田	1,292							
堺市南区富藏237番地17	北尻 賢	南区豊田	672	田	793	堺市南区豊田811番地	大上 隆夫	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市南区焼山台3番2号3-102	宮城 秀寿	南区大庭寺	195	田	928	堺市南区焼山台32丁14番16	東 光雄	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市中区伏尾167番地1	森本 保	中区平井	887	田	1,203	堺市東区苦惱町3丁18番地	藤本 久子	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市北区長曾根町589番地	今野 正章	北区金剛町	2704	田	1,421	堺市北区金剛町241番地	田中 悟志	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		北区金剛町	2702	田	1,361	堺市北区金剛町241番地	田中 悟志	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市南区鶴尾3762番地	西川 勝己	南区鶴尾	3128	田	981	堺市南区鶴尾3069番地5	山本 真智子	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市中区東山61番地1	西尾 光雄	中区陶器北	2078	田	1,447	堺市中区東山278番地	大町 京子	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市南区大森240番地1	山本 敏一	南区鶴尾	295	田	1,057	堺市南区鶴尾1240番地	中井 祐規	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-
堺市中区深坂2丁3番45号		南区鶴尾	475	田	968							
	小西 錠一	西区太平寺	555	田	1,173	堺市中区土師町2丁1番47号	松上 ヤス子	使用貸借による 田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	住所	氏名	利用権の種類 及び施設事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区関茶屋53番地1	橋田 謙一郎	東区八下町3丁	100	田	733	堺市東区八下町3丁115番地	以食 繁	田として 利用	平成34年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		東区八下町3丁	126	田	1,071							
		東区八下町3丁	21	田	760							
		東区八下町3丁	59	田	624	滋賀県甲賀市伊香郡守山町 希望ヶ丘4丁目29-12	岩崎 信玄	使用資格による 権利	平成34年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		東区八下町3丁	102-1	田	813のうち700							
		東区八下町3丁	102-4	田	19							
		東区八下町3丁	125	田	1,090							
		東区八下町3丁	127-1	田	1250のうち 985							
		東区八下町3丁	127-4	田	57							
堺市南区畠701番地	木下 奥志明	南区畠	402	田	730	堺市南区畠632番地	南木 秀昌	使用資格による 権利	平成34年4月1日	平成34年3月31日	-	-
		南区畠	404	田	730							
		南区畠	409	田	869							
		南区畠	411	田	1,200							

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	面積 (m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類 及び施設の有無	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市東区石原町4丁64番地	田中 文夫	東区石原町2丁	214	田	753	堺市堺区中三国ヶ丘町4丁4番10号	以食 久之	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-	
堺市北区金剛町2239番地	芝尾 健	北区金剛町	2501	田	849	堺市堺区向陵中町4丁1番25号	播種 順一	使用資材による 権利	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-
堺市東区石原町4丁64番地	田中 文夫	東区石原町2丁	213	田	1004.075	余良奈良中鶴舞西町1丁目12番201 912	濱田 安希子	使用資材による 権利	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-
堺市北区金剛町2239番地	芝尾 健	北区金剛町	2472-1	田	575	堺市北区金剛町776番地	花澤 力	使用資材による 権利	烟として利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-
堺市中区上飯町2丁11番20号	岡田 博司	東区北野田	796	田	952	堺市中区福田580番地1	福井 保	使用資材による 権利	烟として利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-
堺市南区稻葉2丁1737番地	寺山 久	南区大庭寺	23-1	田	1,457	堺市南区小代206番地1	大田 茂輔	使用資材による 権利	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-
堺市南区大庭寺		南区大庭寺	166-2	田	876	堺市南区和田486番地9	川崎 和子	使用資材による 権利	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-
						堺市南区豊田912番地2	川崎 康子						
						大阪府松原市上田8丁目7番1-963	一柳 桂子						
						堺市西区1-530番地	本田 美佐子						

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地			利用権を設定する者(貸し手)			設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	住所	氏名	利用権の種類 及び施設・共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法	
堺市南区大森171番地	中井 信治	南区倫尾	157	田	882	堺市南区桃山寺2丁14番16	東 光雄	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-	
堺市南区赤坂台4丁28番2号	株式会社 オーファーシックワン	南区豊田	750-1	田	674	堺市南区豊田1684番地	大上 香奈	(解除条件付) 賃借権	烟として利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	15,000	毎年未定で 貸人指定口座に 振込み
堺市中区深坂6丁16番3号	樋川 重廣	南区大庭寺	301	田	836	堺市中区深坂町町36Q番地1	北田 清	田として 利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	-	-	
堺市南区和田裏954番地 3-1-302	紀ノ木 正基	西区菱木3丁	2630-1	田	820	堺市西区菱木3丁2639番地1	床山 文彦	賃借権	烟として利用	平成31年5月1日	平成34年4月30日	12,000	毎年未定で 貸人指定口座に 振込み
		西区太平寺	226-1	畠	856							18,000	
堺市中区深坂町2丁14番地2	沢挂 英樹	南区片瀬	1720	畠	2,089	堺市南区金塙576番地1	奥野 光計	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-	
堺市東区高松5番地	阪口 茂樹	東区丈六	13	田	1,312	堺市東区日置佐原町4丁33番14号	西川 亨	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-	
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	南区林ヶ峯寺	3190	田	2,033	堺市南区林ヶ峯寺1467番地2	森口 秀夫 (299公社)	賃借権	田として 利用	平成31年4月1日	平成34年3月31日	30,651	毎年度指定口座 に振込み
堺市南区福葉2丁1737番地	寺山 久	南区福葉3丁	1622	田	350	堺市南区福葉3丁3103番地	浦田 国男	田として 利用	平成31年3月1日	平成34年2月28日	-	-	
		南区福葉3丁	1623	田	446								
	28名		76筆		69335m <sup>2</sup>		58名						

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃 貸 借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 借賃の支払猶予**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

**(2) 解約権の留保の禁止**

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(3) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(4) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(5) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(6) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(7) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(8) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(9) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付  
(法 18-2-6)

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、貸借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき貸借料の総額と、すでに支払った貸借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかつたとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

みどり公社

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

### (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

### (6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

### (11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを

えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は 改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の 費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金	地権者が負担する	



堺市公告第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市堺区榎元町五丁334番1の一部、335番の一部及び336番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中之島三丁目3番23号

関電不動産開発株式会社

代表取締役 勝田 達規

~~~~~

堺市公告第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市堺区翁橋町二丁128番1から128番4まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市長 竹山修身

~~~~~

堺市公告第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年2月22日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

堺市中区深井沢町6番3の一部及び6番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市西区浜寺公園町一丁15番地

医療法人 恵泉会

理事長 武久 洋三

教育委員会告示

堺市教育委員会告示第3号

堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、次の文化財を堺市指定有形文化財に指定する。

平成31年2月22日

堺市教育委員会  
教育長 中谷省三

堺市指定有形文化財

名称(種別)	員数	所在地	所有者
本願寺堺別院 本堂(附 棟札1枚・喚鐘1口・御坊 惣絵図1枚)、山門(附 築地塀)、鐘 楼、太鼓楼、経蔵、御成門(附 築地 塀)、手水舎、蓮如堂、蓮如堂拝殿 (建造物)	9棟	堺市堺区神明町東3 丁1-10	宗教法人 本願寺 堺別院

木造 千手觀音立像（彫刻）	1 軀	堺市堺区百舌鳥夕雲 町2丁 堀市博物館	梅自治会
絹本著色 行基菩薩十三歳像 (絵画)	1 幅	奈良市登大路町50 奈良国立博物館	宗教法人 華林寺